

令和3年筑北村議会12月定例会会議録 第3号

令和3年12月14日

第 3 号 (12月14日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○議案第67号の質疑、討論、採決	3
○議案第68号の質疑、討論、採決	4
○議案第69号の質疑、討論、採決	4
○議案第70号の質疑、討論、採決	5
○議案第71号の質疑、討論、採決	6
○議案第72号の質疑、討論、採決	7
○議案第73号の質疑、討論、採決	8
○議案第74号の質疑、討論、採決	8
○議案第75号の質疑、討論、採決	9
○議案第76号の質疑、討論、採決	13
○議案第77号の質疑、討論、採決	13
○議案第78号の質疑、討論、採決	14
○議案第79号の質疑、討論、採決	15
○議案第80号の質疑、討論、採決	15
○議案第81号の質疑、討論、採決	16
○議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉会中の継続調査の申し出	17
○議員派遣の件	18
○村長あいさつ	18
○閉 会	19
○署 名	20

令和3年12月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和3年12月14日（火）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第67号 | 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第68号 | 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第69号 | 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第70号 | 令和3年度筑北村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 5 | 議案第71号 | 令和3年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第72号 | 令和3年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第73号 | 令和3年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第74号 | 令和3年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第75号 | 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 筑北村本城生産物直売施設ふるさと館の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第80号 | 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第81号 | 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第82号 | 令和3年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂井地域本管布設替 |

え工事変更請負契約について

日程第 17 閉会中の継続調査の申し出

日程第 18 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	勝 田 昇 君
11 番	鎌 田 欣 子 君	12 番	待 井 安 登 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	滝 澤 昭 文 君	総 務 課 長	山 田 充 彦 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	久保村 公 雄 君
住 福 祉 課 民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	山 田 隆 宣 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	窪 田 信 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 定刻になりました。

ただいまから令和３年筑北村議会 12 月定例会第 3 日の会議を開きます。

開会 午前 9 時 0 0 分

◎議事日程の報告

○議長（待井安登議員） 日程により、会議を進めます。

◎議案第 67 号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 1、議案第 67 号 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 67 号 筑北村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に

ついては、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第2、議案第68号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第68号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第3、議案第69号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 69 号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 4、議案第 70 号 令和 3 年度筑北村一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 6 番、吉池ですけれど、予算書 13 ページから 14 ページの関係なんですけれど、今、国会で 5 万円と 5 万円のクーポンとか現金で 10 万円とかというのが、きのうもやっていたみたいなんですけれど、筑北村は従前からのとおり現金とクーポンでいくのか、もしわかったら今の状況についてお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（堀内克美） 今のご質問ですけれども、筑北村においては今回 5 万円の現金、また国のほうがしっかりと決まってきましたら、使用する方の利便性ですとか、あと事務の効率化というところを考えますと、現金で支給というふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（待井安登議員） よろしいですか。ほかにございませんか。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 19 ページの道路新設改良費の関係の工事請負費の関係なんですけれど、この間、工業団地内の道路ということで説明がありましたし、現地も見にいきました。そういう中で、私は村がやっていることですので、工業団地の造成と道路と一緒に、もう、やってしまえば、経費も少なくて済むし、やっぱり村が同じこの中でやるのに、工業団地は工業団地でやって、またこれから道路をつくるというのは、私は同じ村でやる中でもう少し経費の節減を図るべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 議員ご指摘の関係でございますが、あそこにつきましては新滝上トンネルのずり置き場ということで使っていたところでございます。そのずりを置くに当たって、下にビニールシートが敷かれておりました。これにつきましては今年度まで松本建設事務所のほうで、そのシートの撤去作業ということで土砂を動かしておりました。その土砂を今回の企業誘致の一定レベルに合わせた形で土砂を動かしていただいて、ですのでそこについては村の経費は一切投じてございません。

そこに一定の形ができたところで、道路整備ということで計画をし、あわせて水道管をそこに布設するというところで、最大限の経費削減の努力はしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 松建のやっている仕事、村のやっている仕事ということであると思いますけれど、あそこを見る中で私は今ある土も、また道路をつくるために持っていくというようなことを今度道路でやると思うんですけれど、そういうことの中で私が見た中でそう思ったので質問しましたけれど、そういうことならいいです。はい、わかりました。

○議長（待井安登議員） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） ないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第70号 令和3年度筑北村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第5、議案第71号 令和3年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第71号 令和3年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第6、議案第72号 令和3年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第72号 令和3年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第7、議案第73号 令和3年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第73号 令和3年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第8、議案第74号 令和3年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 74 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 74 号 令和 3 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 9、議案第 75 号 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、きのうもらった計画書で、合宿、スポーツを中心にやるみたいですけど、条例上の使用料、運動施設の使用料については、条例どおりこの合宿とかでは全部いただくということで、こちらが理解してよろしいか、確認をさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） ご質問について、ちょっと再確認させていただきたいんですが、合宿に伴う使用料を徴収するかということですか、条例に基づいて。

指定管理者ということですので、基本的に営業は条例内でやっていただくというのが原則でございます。条例につきまして使用料は上限を定めておりますので、合宿における収支計画では 5,000 円という合宿の多分 1 泊の金額で計上していると思います。

済みません、申しわけありません、私の。周辺のスポーツ施設の使用料ということです。これは当然条例の中で定められている、村民であれば無料、村外者であれば条例内の料金は当然徴収するということでございます。冠着荘の合宿につきしては、野球、サッカー、大会、そういった合宿に伴うものはすべて教育委員会のほうで徴収しているというふうに認識しておりますので、ご承知をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） どうして聞くかというと、今現在、タイケン学園、ウェルネス高校

関連、スポーツクラブ関連のものについて、使用料が減免みたいな形で全然使用料収入が上がっていません。そういうことでその使用料収入が上がるように今回はやっていただけるという解釈でよろしいか、再度確認をいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） ただいまの使用料の関係ということで、教育委員会の管理施設ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、当然使用につきまして使用していただいた方につきましては、条例に基づいて料金を徴収するということで、これは条例で決まっている額でいただくようになっております。いずれにせよ条例に基づいて使用料を徴収するということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） どうして確認しているかということをちょっと理解していないように思いますけれど、今現在、ウェルネス高校の対戦相手で来た人は使用料って全然払っていないですね。野球にしたって、バドミントンの体育館にしたって。そういうことがあるかないかということで、ないならいいですけど、これから。全然収入が上がらないのに、村長は交流人口がふえるからいいと言うんだけど、使用料収入が全然上がらないで人に来てもらって、冠着荘は運営していただくのは結構なんですけれど、村はただみんな出すだけで、ただで冠着荘で合宿をやってくれと言えだれだって来ますよ。そういうことがないように私はしていただきたいということで、今、質問をしているということで理解をさせていただいているか、確認をいたします。

……は指定管理ということと関連はしますけれど、使用料を適切にこれ取って、今回の指定管理の、要はこういう計画を村は光和学園に出してあるかということをお聞きしたいわけです。これ、やっていただくのはうんと結構なんですけれど、使用料が全然上がらないでやっていただいて、本当にいいものかということを村が本当に考えてやっていただいているか、そのことをぜひお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 再度確認をさせていただきますが、この指定管理について光和学園を指定するという議案になっています。ですのでこれについて使用料を健康館と、それから冠着荘について使用料を取るかということの範囲だというふうに理解をしているんですが、そういうことではいけませんか。

○6番（吉池昌昭議員） いや、それは1つはそうだけれど、タイケン学園とかウェルネス高校が絡んで、みんな無料になっちゃうのだったら、ちょっと村も考えてもらわなきゃいけな

いということを私は申し上げている。

○議長（待井安登議員） あくまで議案第 75 号については、光和学園に対する指定管理をお願いするということの議案なので。

○6 番（吉池昌昭議員） 光和学園の指定管理に関して、使用料収入が入るかということを行っている、私が聞いているのは。

○議長（待井安登議員） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 19 分

再開 午前 9 時 22 分

○議長（待井安登議員） それでは審議を再開いたします。

今、吉池議員のほうから、質疑がありました。この議案 75 号につきましては、あくまでもこの冠着荘と、それから健康館の指定管理をどうするかという議案ですので、この後、光和学園がどのように運営をしていくかということについては、また今までの審議の過程の中で経過がありました。なのでもし今のウェルネス高校が対戦相手とかいろいろ利用について料金をどうかという質問については、別な機会で審議すべきだというふうに理解をしていますので、そのようにお願いをしたいと思います。

なお補足として、総務課長のほうから説明をいたします。

総務課長。

○総務課長（山田充彦） ただいま議長からの発言があったとおり、今回のこの議案につきましては光和学園の指定管理についての内容ということで、ただいま吉池議員から発言がありました使用料等につきましては、村としましては条例、またタイケン学園との協定に基づき、実施をしているところであります。したがってご質問にありました施設使用料等についても条例にのっとり進めてまいりたいというふうに考えているのが、村の考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

また、不明な点等ありましたら、全員協議会等で協議をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） よろしいですか。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 言っていることはわかりますけれど、実際これスポーツによる村づくりはいいですけど、村が潤わなければ私は本当はこれ、いけないと思いますよ。そういう中でやっぱり村の村民のためになるような施策を私はやらしてもらわなきゃ困ると思います。条例にのっとってやっていただけるということです、私はこれ以上は言いませんけれど、村民のためになるような村政運営をぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 要望として対応いたします。

ほかに質疑ございませんか。

10 番、勝田議員。

○10 番（勝田 昇議員） 10 番、勝田ですけれども、今の話になりますけれども、今回この議案が提出されたのは、冠着荘の指定管理者ということですので、それについては提出されたことですから、今、料金のことに関してはやはりこれ一度当村のいろいろの施設の使用料に関して、一度条例をもう一度見直していただくということをご提案申し上げますので、そのときに改めてどういう形でこれから村の施設を管理運営していくかという点についても、ご検討いただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

とにかく今回は議長おっしゃるように、冠着荘に対しての指定管理ということに関しては、ご提出されたものに関してくどくど申し上げませんが、ぜひその辺の今、同僚議員が言われるようなことも明確にできるように、ぜひご配慮いただいて、この議案を提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） ただいまの 10 番議員の質問については、行政側のほうで対応してもらえるように通告したいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 75 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 75 号 筑北村草湯温泉保養センター冠着荘及び筑北村健康館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 10、議案第 76 号 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 76 号 筑北村社会福祉会館、筑北村坂北デイサービスセンター及び筑北村地域情報センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 11、議案第 77 号 筑北村本城生産物直売施設ふるさと館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 77 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 77 号 筑北村本城生産物直売施設ふるさと館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 12、議案第 78 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 78 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 78 号 筑北村坂北地域食材供給施設もえぎ亭の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 13、議案第 79 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOX
の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 79 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 79 号 筑北村坂北流通活性化施設やさいBOXの指定管理者の指定
については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 14、議案第 80 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの
指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 80 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 80 号 筑北村坂井食材供給施設そば処さかいの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 15、議案第 81 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 81 号 筑北村坂井特産品展示販売施設まんだらの庄の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（待井安登議員） 日程第 16、議案第 82 号 令和 3 年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂井地域本管布設替え工事変更請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 82 号 令和 3 年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂井地域本管布設替え工事変更請負契約についてですが、令和 3 年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂

井地域本管布設替え工事について、工事内容の変更により工事請負代金の増額変更をする必要が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議ください。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 議案第 82 号について説明いたします。

村長の提案説明にあったとおり、令和 3 年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂井地域本管布設替え工事について、工事内容の変更により工事請負代金を 6,366 万 8,000 円から 1,042 万 8,000 円を増額し、変更後の工事請負代金を 7,409 万 6,000 円にするものでございます。

主な変更理由でございますが、施工延長及び歩道復旧面積の増加によるものでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 82 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（待井安登議員） 全員挙手。

したがって、議案第 82 号 令和 3 年度生活基盤施設耐震化等補助金事業坂井地域本管布設替え工事変更請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（待井安登議員） 日程第 17、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（待井安登議員） 日程第 18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（待井安登議員） ここで村長よりあいさつがあります。

太田村長。

○村長（太田守彦） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

改選後、初めてとなる定例議会でありましたが、議員の皆様にはそれぞれのお立場で慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。また昨日の一般質問におきましては、今後の村政運営及び新年度予算編成に向けて示唆に富む提案などをいただき、感謝申し上げます。

12 月に入り原油高騰に伴う生活支援事業について、国からの支援方針が出され、急展開いたしました。この事業について当村は麻績村と連携して進めることを村長間で決定し、事業の詳細は担当課間で打ち合わせてまいりました。概要につきましては、この後、開かれます

議会全員協議会にてご説明申し上げますが、購入券をなるべく早く村民の皆様へお届けするため、来週 22 日に臨時議会を開かせていただく予定であります。

さて、議会開会中にうれしいニュースが届きました。筑北村食生活改善推進協議会、いわゆる食改でございますが、会長ヤマザキヨシエ様が村長室に見えられ、長野県食生活改善推進協議会会長表彰という名誉ある賞を筑北村食生活改善推進協議会に授与されたというニュースでございます。長年にわたって地域住民の健康を保持・増進するため、食生活改善を積極的に推進し、活動してこられたことが評価されたものでございます。改めて会員の皆様に深く感謝申し上げますとともに、会長表彰を受け、今後ますますのご活躍、ご発展を願い、村としても支援してまいりたいと存じます。

最後になりますが、ことしも残すところ半月となりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご自愛いただくとともに、地域等での議員活動に励まれますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

○議長（待井安登議員） 村長あいさつが終わりました。

お諮りします。これで本定例会は閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（待井安登議員） それでは本日の会議を閉じ、令和 3 年筑北村議会 12 月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前 9 時 40 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員